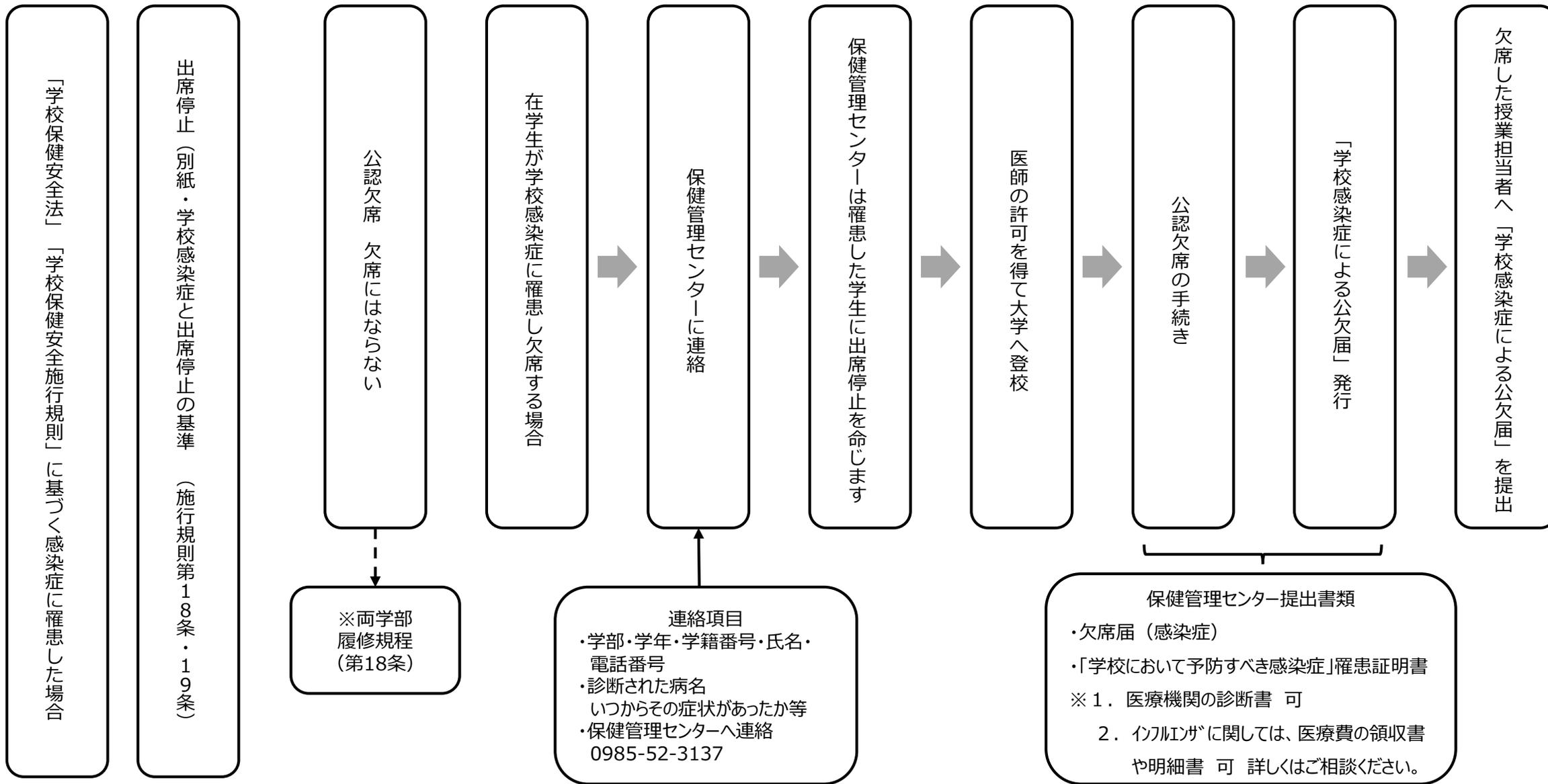


・学校感染症に罹患した場合の取扱いの流れ



学校感染症に罹患した場合の取り扱いについて

学生のみなさんが、インフルエンザ・百日咳・麻しん(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)など、学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合の取り扱いを説明しています。

1. 「出席停止」の命令

学生が学校保健安全法に定められ学校感染症に罹患した場合は、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」に基づき、学長が「出席停止」を命じます。「出席停止」となった場合は、出席停止期間が過ぎるまで大学に来てはいけません。

学校感染症と出席停止の基準

この期間は、大学内での感染拡大を防ぐため、罹患した学生は登校できません。医師の許可が出るまで、自宅で療養するようお願いいたします。

学校感染症の可能性があって欠席する場合には、保健管理センターへ連絡してください。

2. 「出席停止」となった場合の授業の取り扱い

学校感染症に罹患したことにより、授業を欠席した学生が、所定の申請手続きを行った場合は、欠席扱いとはしません。

申請の手続きは以下のとおりです。

- ① 「出席停止」となった学生は、治癒後に登校可能となった日を含む7日以内(締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで)に、「欠席届(感染症)」に必要事項を記入し、保健管理センターに届け出て手続きを行ってください。
注) 診断書もしくは病院を受診した際の医療費の診療費明細書・投薬説明書などを証明として持参してください。詳しくは保健管理センター(0985-52-3137)にご相談ください。
- ② 保健管理センターでは、学校感染症の治癒を証明する「学校感染症による公欠届」を発行します。
- ③ 「学校感染症による公欠届」の交付を受けた学生は、直接授業担当者に手渡してください。

※「欠席届(感染症)」、「学校感染症による公欠届」の様式は、保健管理センター(0985-52-3137)に備え付けています。